

豊島区保健所機能拡充検討会議設置要綱

平成30年10月23日
部 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、今後の保健所の機能拡充を検討し、公衆衛生の拠点である保健所機能の充実を図るために、専門的な見地からの意見及び助言を得るために、「豊島区保健所機能拡充検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 公衆衛生の拠点としての保健所業務に関する事
- (2) 区民の健康保持及び増進に関する事
- (3) その他保健所機能の充実に関する事

(構成)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、区長が依頼又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域医療に従事する者
- (3) 警察・消防等行政関係者
- (4) 公衆衛生関係者
- (5) その他関係団体に所属する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 会長は、委員の互選とする。

- 2 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長は会議を招集し、会議の事務を統括する。
- 4 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、保健福祉部地域保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、健康担当部長決定とする。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から適用する。